

目 次

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 用語

第2章 推進協議会

- 第3条 推進協議会の権限および責任範囲
- 第4条 トライアルプログラム用IPv4アドレス関連文書の公開
- 第5条 一意性の保証
- 第6条 トライアルプログラム用IPv4アドレスのサブリース期間
- 第7条 権限等の移管
- 第8条 第三者のためにする契約

第3章 指定事業者・割り振り

- 第9条 業務の委託
- 第10条 指定事業者の資格
- 第11条 割り振りの方法
- 第12条 割り振り申請
- 第13条 割り振り申請の受理
- 第14条 割り振り申請の訂正
- 第15条 割り振りの決定
- 第16条 割り振り通知
- 第17条 割り振り情報
- 第18条 追加申請

第4章 割り当て

- 第19条 割り当て管理業務
- 第20条 割り当て管理業務に関する義務
- 第21条 割り当ての承認
- 第22条 割り当て報告
- 第23条 割り当て情報記載事項変更

第5章 割り当て対象者

- 第24条 サブリース
- 第25条 規則および関連文書に関する同意
- 第26条 指定事業者と割り当て対象者との関係

第6章 トライアルプログラム用IPv4アドレスの返還

- 第27条 指定事業者契約終了に伴う返却等

- 第 28 条 割り当て対象者との接続終了による返却
- 第 29 条 割り当て対象者による返却
- 第 30 条 第三者に対するトライアルプログラム用IPv4アドレス空間の移転
- 第 31 条 リナンバリング

第 7 章 料金

- 第 32 条 料金

第 8 章 一般条項

- 第 33 条 守秘義務
- 第 34 条 通知
- 第 35 条 合意管轄
- 第 36 条 推進協議会の責任
- 第 37 条 推進協議会の権限
- 第 38 条 規則の変更

以上

公開 2002年1月25日

実施 2001年1月25日

トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て等に関する規則
(トライアルプログラム用IPv4アドレスリース条項)

第1章 総則

第1条(目的)

この規則は、IPv6普及・高度化推進協議会(以下「推進協議会」という)がIPv6実験環境用IPv4大規模空間トライアルプログラムのためのIPv4アドレス(以下「トライアルプログラム用IPv4アドレス」という)の割り振りおよび割り当て等(以下「割り振り等」という)を円滑に行うことにより、IPv6による次世代インターネットの普及推進を図ることを目的とする。

2 この規則および第3条の文書に記載された事項は、トライアルプログラム用IPv4アドレスの後に定義される指定事業者および割り当て対象者に適用される。

第2条(用語)

この規則に定める用語は、推進協議会が別に定めて公表するほか、次の意味で用いる。

- (1) サブリース : トライアルプログラム用IPv4アドレスについて、インターネットの「割り当て対象者」に対して一意性を確保するために、付帯的な技術的処理を行い、「割り当て対象者」がインターネットのアドレスを使用することをいう。
- (2) 割り当て : 「指定事業者」が「割り当て対象者」に対して「サブリース」を許諾することをいう。
- (3) 割り振り : 「指定事業者」が「割り当て対象者」に割り当てを行うために推進協議会から一定の数のトライアルプログラム用IPv4アドレスに関する割り当て権限を取得することをいう。
- (4) 割り当て対象者 : この規則に基づいてトライアルプログラム用IPv4アドレスを使用することを許諾された個人または団体をいう。ただし、「指定事業者」は自らを「割り当て対象者」とする割り当てを行うことを妨げない。
- (5) 指定事業者 : 推進協議会とこの規則に基づく契約を締結し、推進協議会から割り振りを受けて割り当て対象者に割り当てを行う個人または団体をいう。

第2章 推進協議会

第3条（推進協議会の権限および責任範囲）

推進協議会は、リースすることを付託されたトライアルプログラム用IPv4アドレスを、この規則および関連文書、トライアルプログラム用IPv4アドレスの管理組織（以下「管理組織」という）が定めるポリシーを含みそれに限定されない関連文書にしたがって割り振りを行う。割り当て対象者および指定事業者は、推進協議会および／または管理組織がこの規則および／または関連文書を予め通知または公開を要することなく変更することに同意し、その変更に興議なく同意する。

- 2 推進協議会および／または管理組織は、上記の変更について何人に対してもいかなる責任も負担せず、割り当て対象者および／または指定事業者は、その変更に伴って損害を受けた場合でも、推進協議会および／または管理組織に対してその賠償を行う権利を放棄する。

第4条（トライアルプログラム用IPv4アドレス関連文書の公開）

推進協議会は前条に定める文書を公開する。

第5条（一意性の保証）

サブリースにおける一意性の保証は、原則として、指定事業者に対する割り振りを介してのみ保証され、推進協議会は、割り当て対象者に対してこれ以外の保証を行わない。

第6条（トライアルプログラム用IPv4アドレスのサブリース期間）

トライアルプログラム用IPv4アドレスのサブリースの期間は、いかなる理由があっても、割り振りの日から2005年12月31日までとし、一切の更新をしない。ただし、このサブリース期間について管理組織の指示がある場合には、その指示によりサブリース期間は変更される。

第7条（権限等の移管）

推進協議会は、正当な理由がある場合には、第4条に定める公表手続を行うことにより、この規則および関連文書に定める全部または一部の権利および／または義務を第三者に移管することができる。この場合、指定事業者および割り当て対象者は移管について興議を述べる権利および個別に通知を受ける権利を放棄する。

第8条（第三者のためにする契約）

割り当て対象者および指定事業者は、この規則に定める推進協議会および／または管理組織の責任範囲が推進協議会およびすべての管理組織に対しても効力を有することに興議なく同意し、割り当て対象者および指定事業者は、推進協議会および／または管理組織に対して、何人からもこの責任範囲以外の事項を免責させなければならない。

第3章 指定事業者・割り振り

第9条（業務の委託）

推進協議会は、この規則および関連文書に定めるところによりトライアルプログラム用IPv4アドレスを指定事業者に割り振り、割り当て業務を委託することができる。

- 2 指定事業者は、この規則および第2条第5号に定める契約にしたがって、割り当て対象者に対して、自己が割り振りを受けたトライアルプログラム用IPv4アドレスを割り当てすることができる。
- 3 指定事業者は、その名称、所在地、連絡担当者等、推進協議会が必要とする事項を推進協議会に届け出なければならない。これに変更がある場合も同様とする。
- 4 前項により届け出た連絡担当者等は推進協議会が指定事業者に対して通知を行う場合、その受領権限があるものとみなす。

第10条（指定事業者の資格）

指定事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 推進協議会の会員であること
 - (2) 日本国に住所を有する個人（権利能力なき団体を含む）または登記を有する法人、
 - (3) トライアルプログラム用IPv4アドレス割り当ての条件および技術的要件を理解してこれを遵守すること、
 - (4) 独立の事業者としてその技術的処理および事務的処理を遂行する能力を有すること、
 - (5) 推進協議会が別に定める技術的要件を満たしていること、
 - (6) この規則その他で定める推進協議会、管理組織その他の関連団体、その役員、従業員等の関係者に対する免責を保証できること、
 - (7) 割り当て対象者に対してサブリース期間を遵守させ、サブリース期間満了後のIPv6への移行を促進できること
 - (8) 前号に定めるものを除く他の推進協議会が定める認定の細目は充足すること
- 2 推進協議会は、指定事業者が前項の資格を喪失した場合、この規則・関連文書または指定事業者契約に定める義務に違反した場合、この規則または推進協議会が別に定める方法により次の措置を行うことができる。
- (1) 追加申請の禁止
 - (2) 指定事業者契約の全部または一部の解除

第11条（割り振りの方法）

推進協議会は、指定事業者に対して、推進協議会が任意に指定するトライアルプログラム用IPv4アドレス（その数を含む）を割り振り、割り当て業務を委託する。

第12条（割り振り申請）

指定事業者は、推進協議会の定める方法をもって割り振りを希望するトライアルプログラム用IPv4アドレス数その他の事項を記載したトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り振り申

請を行う（以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行った指定事業者を「割り振り申請者」という。）。ただし、希望する数の記載は、その数について割り振りされることの保証と解釈されてはならない。

- 2 推進協議会は、必要がある場合、割り振り申請者に対して、申請内容についての資料の提出または報告を求めることができる。この請求は、合理的な提出期限を定めて電子メールで通知される。

第13条（割り振り申請の受理）

推進協議会は、受領した割り振り申請について必要な記載事項等の検査を行い、この結果により割り振り申請を受理し、不受理の申請はその申請は撤回されたものとみなす。

第14条（割り振り申請の訂正）

受理された割り振り申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、推進協議会は、合理的な期間を定めてその訂正を求めることができる。

- 2 前項の期間内に訂正が行われない場合、その割り振り申請は不受理とし、その申請は撤回されたものとみなす。

第15条（割り振りの決定）

推進協議会は、第13条により受理した割り振り申請(前条による訂正等がある場合には訂正された申請とする)について審査を行い、割り当て業務を委託するトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り振りを決定する。推進協議会は、その裁量により、割り振り申請者とこの審査について必要な事項の協議をすることができる。

- 2 推進協議会は関連文書に従った裁量により、前項の審査および決定を行い、割り振り申請者はこの決定に対する異議を述べないことに同意する。

第16条（割り振り通知）

推進協議会は、前条による決定をしたときは遅滞なく割り振り申請者に対して、所定の方法をもって割り振りされるトライアルプログラム用IPv4アドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。

第17条（割り振り情報）

推進協議会は、指定事業者ごとに、その組織名、割り振りされたトライアルプログラム用IPv4アドレスに関する事項その他必要な事項を推進協議会の指定するデータベースに登録して公開する。

- 2 指定事業者は、前項の登録事項に変更が生じた場合、推進協議会所定の方法により推進協議会に対して記載事項の変更を届け出なければならない。推進協議会は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。

第18条（追加申請）

指定事業者は、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り振りの追加割り振り申請（以下「追加申請」という）を行うことができる。

- 2 追加申請の方式は、推進協議会が定め、その取り扱いは第11条から第17条の規定を適用する。

第4章 割り当て

第19条（割り当て管理業務）

指定事業者は割り振りされたトライアルプログラム用IPv4アドレスについて、以下の各号の割り当て管理業務を行う。

- （1）割り振りされたトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て
- （2）割り当て対象者および／または割り当て対象者になろうとする者に対する推進協議会が指定する事項の告知
- （3）割り当て報告および推進協議会が定める報告
- （4）割り当てされたトライアルプログラム用IPv4アドレスに関する事項その他必要な事項のデータベース登録および公開。ただし推進協議会が指定する場合に限る
- （5）推進協議会が指定する方法による前号のデータベースの保守・管理
- （6）その他推進協議会が定める事項

第20条（割り当て管理業務に関する義務）

指定事業者は前条の割り当て管理業務を、第三者に委託することはできない。

- 2 指定事業者が割り当て管理業務を行うに際しては、トライアルプログラム用IPv4アドレスアドレスの効率的な利用と経路情報の集成がはかれるように努力し、かつ、推進協議会が定める技術的な事項を遵守しなければならない。
- 3 指定事業者は、この規則および関連文書に従って前条の割り当て管理業務を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、割り当て管理業務に要する一切の費用（この規則に定めるデータベースの維持管理・報告、資料の提出に要する費用を含みかつこれに限定されない）を負担しなければならない。

第21条（割り当ての承認）

指定事業者は推進協議会の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、推進協議会が指定した場合、指定事業者は、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当てについて、あらかじめ推進協議会に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない（以下この申請を「審議申請」という）。
- 3 推進協議会は、審議申請について、次の事項を確認する。
 - （1）記入事項に不備がないこと
 - （2）指定事業者が割り当て対象者のトライアルプログラム用IPv4アドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること

(3) 指定事業者が適切に割り当てするトライアルプログラム用IPv4アドレスの大きさを判断していること

(4) その他推進協議会が定める事

4 本条の審議に関する手続きに関しては、本章に定めがある場合を除き第3章の規定を準用する。

第22条（割り当て報告）

指定事業者は、割り当てを行った場合、推進協議会が定める報告を行わなければならない。この情報は、推進協議会の定めるデータベース（第19条第4号のデータベースを含みかつこれに限定されない）に登録され、公開される。

第23条（割り当て情報記載事項変更申請）

指定事業者は、第22条第1項により報告した事項に変更が生じた場合、推進協議会が定める報告事項の変更を届け出なければならない。

2 推進協議会は、この変更を確認するために、必要な書類提出を求めることができる。

第5章 割り当て対象者

第24条（サブリース）

割り当て対象者は、この規則、関連文書および指定事業者の定める条件にしたがって、トライアルプログラム用IPv4アドレスを使用することができる。

2 割り当て対象者は、いかなる場合であっても、その請求の原因が債務不履行、不法行為、不当利得、製造物責任、第三者の請求に対する填補賠償、代償請求そのいかなる事由であっても、推進協議会および/または管理組織に対して、裁判上、裁判外をとわず、いかなる請求も行えないことに同意する。

第25条（規則および関連文書に関する同意）

割り当て対象者は、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当てを受ける場合、この規則および関連文書に定める事項の全てに同意しなければならず、必要がある場合、その同意を示す文書を提出する。

第26条（指定事業者と割り当て対象者との関係）

指定事業者と割り当て対象者の関係は、この規則・関連文書および指定事業者契約に反しない範囲において、指定事業者と割り当て対象者の間で定めることができる。

2 前項の定めおよびその履行に関する一切の責任は指定事業者が負担するものとし、指定事業者は、推進協議会および/または管理組織を免責させるものとする。

第6章 トライアルプログラム用IPv4アドレスの返還

第27条（指定事業者契約終了に伴う返却等）

指定事業者契約が終了した場合、指定事業者は、割り振りを受けたトライアルプログラム用IPv4アドレスを使用してはならない。

- 2 前項の場合、指定事業者は、割り当て対象者からトライアルプログラム用IPv4アドレスの返却を受けたうえで、別に定める手続にしたがい割り振りを受けたトライアルプログラム用IPv4アドレス空間のすべてを推進協議会が指定する者に対し移転し、この移転に必要なデータベースの引渡しその他推進協議会が定める処置をとらなければならない。ただし、推進協議会は、自らを移転すべき者に指定することができる。

第28条（割り当て対象者との接続終了による返却）

指定事業者は、その終了の原因を問わず、割り当て対象者との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者からトライアルプログラム用IPv4アドレスの返却を受け、推進協議会が定める返却の報告をしなければならない。返却の方法等については、推進協議会が別に定める。

第29条（割り当て対象者による返却）

割り当て対象者は、その終了の原因を問わず、指定事業者との間に存する接続が終了した場合、指定事業者にトライアルプログラム用IPv4アドレスを返却しなければならない。

第30条（第三者に対するトライアルプログラム用IPv4アドレス空間の移転）

第27条第2項に定める移転がある場合、割り当て対象者は、推進協議会が指定する者が、その割り当て対象者の指定事業者になることに同意し、あわせて、この移転に伴って不利益が生じた場合であっても、推進協議会および／または管理組織が何らの補償義務を負わないことに同意する。

第31条（リナンバリング）

指定事業者が、割り当て対象者の接続先変更に伴って新たにIPアドレスの割り当てを行う場合、その割り当て対象者に割り当てされていたIPアドレスの返却を行い、同時に新たなIPアドレスの割り当ての手続（リナンバリング）を行わなければならない。

第7章 料 金

第32条（料金）

トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り振り、割り当て等に要する料金、費用は、推進協議会が別途定め、公表する。

第8章 一般規定

第33条（守秘義務）

推進協議会および指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った推進協議会、割り当て申請者、指定事業者および割り当て対象者の秘密であって、この規則の定めにより公開・開示される事項を除く情報を第三者に漏洩・開示してはならない。推進協議会の管理すべき情報の範囲および管理方法は、推進協議会の定めるところにより決定・公示する。

- 2 前項の定めは、指定事業者契約終了時において、推進協議会、割り当て申請者、指定事業者または割り当て対象者から秘密として指定された事項については、割り振り契約終了後もなおその効力を有する。

第34条（通知）

この規則により推進協議会が指定事業者等に対して通知を行う場合、推進協議会は、第9条第3項の連絡窓口・連絡担当者その他推進協議会で定める者に対する電子メールをもって行う。ただし、推進協議会が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。

- 2 指定事業者が第9条第3項または第17条第2項の手続を怠った場合に、推進協議会が指定事業者の届け出た最新の事項にしたがって通知を発したときは、当該通知が指定事業者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第35条（合意管轄）

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

第36条（推進協議会等の責任）

推進協議会は、この規則に基づいて行う業務について故意または重大な過失がある場合を除き、割り当て対象者および現実にトライアルプログラム用IPv4アドレスを使用する者を含め、何人に対しても一切の責任を負担しない。

- 2 推進協議会は、この規則に定めがある場合を除き、トライアルプログラム用IPv4アドレスのサブリースについて、明示的、黙示的をとわずいかなる保証も行わない。
- 3 推進協議会、その役員、職員、委員その他の関係者および推進協議会から委託を受ける者は、その管理するデータベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

第37条（推進協議会の権限）

推進協議会は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。

第38条（規則の変更）

この規則は、推進協議会の決定により変更することができ、その定める時期に変更が効力を有し、かつ、指定事業者およびトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当てを受けたエンドユーザを拘束する。

2 前項の変更は、推進協議会が定める方法で公開する。

以上